

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年10月5日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月5日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさん、お願いします。

○記者 共同通信のエンドウと申します。お疲れさまです。

今日の議題1について、お伺いしたいと思います。

今日、資源エネルギー庁のほうから、運転延長の必要性について説明がありました。これについての、まず受け止めと、委員会でお決めになられた内容について、理由も含めて御説明ください。

○山中委員長 まず、受け止めについてですけれども、資源エネルギー庁から運転期間について、利用政策側の法体系の中で検討するという、そういう方針が示されました。

原子炉等規制法の原子炉運転延長認可制度の関係条文についてお話いたしますと、運転期間についての定めと高経年化した原子炉の安全の確認のための定めとの二つがセットで規定されております。ということで、今日、資源エネルギー庁からの方針を伺って、高経年化した原子炉の安全の確認のための規制について、改めて規制委員会できちんと検討していく必要を感じました。それが今日の受け止めでございます。

2点目の質問は。

○記者 今後の対応についてどのようにされるかというところです。

○山中委員長 今日の受け止めの中でお話いたしましたように、原子炉等規制法の関係条文の中で運転期間について、この定めについては2年前の委員会で既に議論をしたところですが、利用政策の判断によるものであって、規制委員会は意見を申すところではないという規制委員会の結論を2年前に得ております。令和2年の7月の原子力規制委員会であったかと思えます。

そこから方針は変わっておりませんので、この条文の運転期間に関する項目だけが万が一抜けてしまいますと、高経年化した原子炉の安全性確認の定めに関する規定がきちんと果たせないこととなりますので、この点について法整備も含めて、事務方に検討をお願いしたところですし、厳正な規制に障害が出ることのないよう、きちんと案をまとめるようお願いをしたところです。

○記者 次ですけれども、今日の委員会の中で、田中委員のほうから、運転しなくても体制について一歩踏み込んでみなければならないという発言がありました。

これのちょっと真意の確認になるのですが、これというのは規制委員会としての踏み込んだところで見なければいけないのか、それともエネ庁側のほうの動きとしてのものを規制委として見なければいけないというものなのか、どちらのことを指していらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 先ほどもお話をいたしましたように、原子炉等規制法の関連条文が運転期間に関するものと高経年化した原子炉の安全確認のための定めと二つがセットになっておりますので、片方が抜けてしまいますと安全規制に抜けが生じるということになりますので、法の仕組みと規制に関して、同時に規制委員会で検討する必要があるというふうに判断をしております。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、最後なのですけれども、エネ庁のほうからは今日の説明の中で、事業者に対して、原発を抱えてらっしゃる事業者に対して知見の拡充を求めているというような説明がありました。これに関しての受け止めはいかがでしょうか。

○山中委員長 高経年化が進めば進むほど、基準適合性の立証というのは難しくなると思います。今日、資源エネルギー庁に対して、そのような技術的なコメントをさせていただいたつもりですし、この点については、事業者自身が基準適合性の立証の責任があると考えておりますので、たとえ運転期間がどういうふうになろうが、これについては全く規制上変わることがないように、厳正に判断できるような仕組みをきちんと考えていかなければいけないというふうに考えております。

○記者 最後なのですけれども、今の御説明を一通り聞かせていただいて、もちろん政策側の判断で運転期間に関しては申すところがないという2年前の令和2年7月の判断を踏襲されているという御説明がありました。

ただ、今回60年延長とか、40年ルールの変更について、いやらしい言い方をすれば、片棒を担いで手伝っているようにも映ってしまうのですけれども、この点に関してはどのように、独立性という部分で反論されますでしょうか。

○山中委員長 最初にお話をいたしましたように、原子炉等規制法の関連条文には運転期間に対する定めと高経年化した原子炉の安全性確認に関する定めと二つがセットになって入っておりますので、片方が仮に抜け落ちてしまいますと、厳正な規制ができなくなる可能性がありますので、スケジュール感をきちんと合わせて、規制委員会でも法的な仕組みと規制とを両方同時に考えていく必要がある。これは私が先週御説明させていただいた、なぜ資源エネルギー庁を来週呼んだのかという、先週の委員会での御質問いただいた答えと全く一緒でございます。

○記者 今回、例えば間に合わない穴が空きそうになった段階で、これから法改正にも、いろいろなプロセスがあると思います。

その中で、これは今現段階で穴が空いてしまうから無理だよというふうに言うこともできたと思うのですが、なぜそこで今のタイミングだったのかということについてはいかがですか。

- 山中委員長 先々週の原子力小委（原子力小委員会）ですかね。資源エネルギー庁の、そこで運転期間について利用政策側で検討するということが開始された。これが分かりましたので、少なくとも規制する側にとって、法的な仕組みと規制が一体で対応しないといけないという私の判断で、まず方針を資源エネルギー庁に聞いて、そこから検討を始めたいということで、その検討もやはりそんなに簡単にすぐにはできるものではございませんので、そこの検討が終わって、委員会で承認された後、様々な手続が委員会としては始まることとなりますので、かなりこれからも時間的な制約があるかと思えますし、その辺りは私の判断で、まず委員会に提案させていただいて、今日の運びになったというふうな御理解をいただければと思います。
- 記者 独立性は毀損されていないというふうなことですか。
- 山中委員長 私は全く問題ないと思います。
- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ヨシノさんとヨシダさん、手を挙げられていましたけど、まずヨシノさんからお願います。その後、ヨシダさんでお願いします。
- 記者 すみません。テレビ朝日のヨシノです。

もうちょっと具体的にお伺いしたいのですが、炉規法の運転期限の部分は今後経産省所管法令に移管されて、それから経産省が改正するという、こういうふうな流れになっていくのでしょうか。

- 山中委員長 2年前の規制委員会で議論をさせていただきましたように、運転期間については利用政策側で考えていただくことであって、規制委員会が何か意見を申し上げることではないという委員会の結論が2年前に既に出ております。その結論、今日も委員会の中で確認をさせていただいたところです。

原子炉等規制法の運転期間に関するところは利用政策側の法体系の中で規定されるものというふうに考えております。

- 記者 それから、私最後にしますけど、高経年化の新しい60年超の、高経年化の審査の仕方、それから今日、伴委員からも出てきましたけれども、古臭い設計の安全性についてどうするのだとか、こういう審査の仕方というのは、かなり今後規制庁の中でも固めていかなければならない部分だと思うのですが、それは相当時間がかかるから、その議論を先にしてから法改正のほうにというか、この改正といいますか、こちらに臨むという道もあったと思うのですが、その辺はいかがでしょう。
- 山中委員長 いずれにいたしましても、規制基準に対する適合性についての立証については事業者の責任でありますので、法的な仕組みと規制を整えさえすれば、事業者が立

証できなければ運転期間の定めがどのようになろうが認可することができない、運転継続をすることはできないという判断を規制委員会はすることになりますし、それは個別の発電所、事業者に対してされることであって、事業者自身がその発電所、その炉について立証責任があるというふうに私は考えております。

○記者 最後にもう一点だけ。

そうしますと恐らく 60 年超になるのか、まだ分かりませんが、そういう高経年の炉に対する審査のハードルというのは、やはり高くなっていくということでしょうか。

○山中委員長 法の仕組み、規制の仕組みについては今日指示を出したところでございますので、厳正な規制がゆがめられることは決してないというふうに今は断言できると思っておりますけれども、今後の提案次第で、委員会で議論をして、そのような方向で進んでいくことを私自身は考えております。

○司会 ヨシダさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のヨシダです、よろしくお願いします。

確認なのですが、運転期間の延長の議論について、推進側の法体系で定めるということを規制委として容認したという認識で間違いはないでしょうか。

○山中委員長 何度もお話しするようで恐縮ですが、令和 2 年 7 月の規制委員会で、運転期間の定めについては利用政策側の判断でなされるべきものであって、規制委員会が意見を申すべきものではないという、そういう御決定をいただいておりますし、その判断というのは 2 年前からこれまで変わるものではありません。

改めて今日、資源エネルギー庁の説明を聞いた後で委員にもう一度、念のために確認をさせていただいて、改めて合意を得たところでございますし、御指摘のとおりだと思います。

○記者 その関係で、そうすると規制委が所管する炉規法の 40 年、60 年というルールがあるのですが、その規定に関してはどういうふうな扱いにするべきだと考えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 運転期間については、利用政策側の法体系の中で位置付けるという、今日資源エネルギー庁の方針を聞きましたので、その部分については抜け落ちることになるかと思えます。

ただし、高経年化した原子炉の安全確認のための規制の部分を、より充実、明確化させることで、今後運転期間がどうなろうとも厳正な規制ができるような仕組みにしていきたい、そういう提案をしてもらうよう事務方には指示をしたつもりです。

○記者 そうすると、これからの議論になると思うのですが、運転期間が 60 年超になることで規制委側ではどういった対応というのが必要になるか、今、委員長が考えていらっしゃることをお願いします。

○山中委員長 基本的に先ほどもお話をいたしましたけれども、基準への適合性について立証する責任は事業者にあると考えておりますし、これは現在でも変わりはないところです。その仕組みを用いれば、データが立証できなければ、基準が立証できなければ認可をされない、運転継続はされないということになりますので、運転期間がどのような期間が設定されようとも安全上問題になるようなことが生じないような法的な仕組みをまずつくって、その仕組みについて、委員会の中できちんと議論をして方針を決めていきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ハセガワさん、お願いします。

○記者 NHK のハセガワといます。

エネ庁側の今の議題 1 なのですが、エネ庁側の検討もなかなか煮詰まっていないと思いますか、そういった印象も受けたのですが、そうした中で何か、こういった形で説明を求めた意味というのは、どういうことになるでしょうか。

抜け落ちてしまうので早めにとというのも、ある程度固まってきた段階で対応を考えたほうがより効率がよかったりとかということもあるのではないかなと思うのですが、その辺りどうなのでしょう。今、聞くことの意味というのはどういうことなのですか。

○山中委員長 今日、資源エネルギー庁をお呼びした大きな目的は、まず大方針をきちんと確認をしておきたかった。つまり資源エネルギー庁が利用政策側の法体系で、運転期間についての定めを引き取るという方針をきちんと確認した上で、我々が検討しないといけない要素をあらかじめ項目として考えておきたかったというのが、まず出発点でございます。

○記者 エネ庁側の検討に当たって、規制委員会として、技術的などということが必要かというのを示していくということはないのでしょうか。そこはエネ庁としての提案があった段階で、それに対する規制としての考え方を示すという、そういう理解でいいのでしょうか。今後の進め方として。

○山中委員長 高経年化した原子炉の安全性確認についての規制がきちんとできるような要素を炉規法の中に、規制側の仕組みとして、きちんと盛り込むというどういう要素を盛り込んだらいいのかというのはこれから検討していただいて、事務方から提案を受けて、委員会で議論していくことになろうかと思えますけれども、まずはそこが出発点で、恐らくどういう、例えば物理的特性ですとか、あるいは今日話で出てきました非物理的な特性について検討したらいいかというのは下部規定になるかもしれませんが。

まず、炉規法の中で法的な仕組みとして、きちんと定めないといけないこと、規制をきちんとしていけないといけないことというのが、まず委員会としてのまず最初の仕事

かなと思っておりますので、そこについては抜けがないように進めていきたいというふうに思っております。

○記者 具体的なところで、今も現状として高経年化の10年ごとというような形で点検というのはあるかと思うのですが、そこでさらに仮に60年を超えるというふうなことになったときに、具体的にどういったことが必要だというふうに、御見解としてどう考えていらっしゃいますか。

○山中委員長 高経年化についての仕組みですけれども、まず、検査については10年置きということでありますけれども、認可については40年というタイミングで一度だけ見るということになっておりますけど、それでいいかどうかというのは、まず考えないといけないことかなというふうに思ってます。認可制度が1回しかないという、そこはやはり大問題かなというふうに思います。これは委員会で議論すべきことだと思いますが。

○記者 つまり、60年を超えてきたときに認可が40年のその1回しかないから、それを超えてきたときに、例えば60年より前の段階で設ける、実務的にはそういう必要になってくるということですか。

○山中委員長 運転期間にかかわらず、きちんと、いわゆる認可制度が生きていくような、そういう制度にしないといけないというふうな認識でおります。

○記者 あと、設計の古さというような指摘もあったかと思うのですが、これはなかなか具体的に見ていく方法というのは難しいのではないかなと思うのですが、それはどういうことなのでしょう。

○山中委員長 設計の古さについては、いろいろ議論のあるところだと思いますし、事業者との間のいろいろな議論の中でも様々な意見交換が、前委員長あるいは私も参加させていただいて、なされてきております。

設計の古さについては新規制基準適合性の中で、ある程度見れている部分もありますし、例えば最近の事例でいいますと、BWR（沸騰水型原子炉）の建屋の問題、これはいわゆる設計の古さに相当する、いわゆる水素対策について何ら考えていなかったというところ、この辺りは抜けがあれば基準に反映していかないといけないことでしょうし、あるいは様々な設計の古さに対してはFSAR（安全性向上評価）というような仕組みもございます。事業者自らこういうところが足りない、ああいうところが足りないということで提案をして、改善していってもらおうという仕組みもありますので、その両方を今考えながら、非物理的な設計の古さについては対応していったらどうかというふうに、私のまだアイデア段階ですし、これからいろいろな提案が委員の間からも出てくるかと思っておりますし、問題視されているのは伴委員もそうですし、杉山委員も問題視されておりますし、私も意識は持っておりますので、その辺りはこれからの議論かなというふうに思っております。

○記者 あと、経年劣化、高経年化が進めば進むほど立証が難しくなると、これはつまりどういうこと、なぜ立証が難しくなるのでしょうか。

- 山中委員長 年代を先読みして加速試験をしないと、いわゆるデータの内挿で判断をしていくということが難しいわけですから、そういうデータをいかにして取っていくかというところが非常に私は難しいと思いますし、事業者に立証する責任は一義的にあるというふうに考えています。
- 記者 立証責任は一義的には事業者だと思うのですが、さらなる追加的な項目があるかも分からないのですが、基準なりなんなりを策定するに当たっても、それだけのデータというか、規制側としてもデータの積み重ねみたいなものが必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺りは。
- 山中委員長 規制側としても高経年化に関連するようなデータ収集、研究については、現時点でも廃炉材料等を使って研究は進めておりますし、学術的な研究についても進めているところですし、その辺りの規制側としての基礎も十分積み重ねる必要はあろうかと思えます。御指摘のとおりだと思います。
- 記者 最後にスケジュール感なのですが、規制側として政府の方針に合わせる必要があるのかというのも、はたから見て思うのですが、独立性というところで、ある意味推進側と一緒に政策を進めているようにも見えかねないと思うのですが、その辺りどうなのでしょう。
- 山中委員長 最初にもお話いたしましたけれども、原子炉等規制法の関連条文には二つがセットになって、運転期間と高経年化した原子炉の安全確認との規制と二つの定めがセットになっておりますので、片方が抜けるということは極めて規制側にとっては重大な問題ですので、そういうことが生じないように、法的な仕組みと規制というのをセットでできるだけ早めにどういう仕組みにすべきか、あるいは内容をどうするのだということも、できるだけ早く検討する必要があるかと思えますので、本日、説明、資源エネルギー庁に方針を聞いて、委員会としても委員の先生方に、今後検討しましょうということを御提案させていただいて、特段御異議はありませんでしたので、これから検討することになるかと思えます。
- 記者 もう一点。例えば年末までに政府として具体的な案というふうなことで、その段階で規制側として何がそろっている必要があるというふうなことですか。例えば、設計の古さへの対応であったりとか、かなり議論を要するような、時間がかかるようなものにも思えるのですが、どこまでどこまで全てやるおつもりですか。その辺りどうでしょう。
- 山中委員長 細かなそれぞれの特性、こういう特性を評価しなさいというのを炉規法に入れるというのは、多分余り意味がないことで、下部規定なりできちんと決めるということになるかと思えますが、いわゆる炉規法の運転延長の認可制度の関連条文が規制上、何か抜けがあるようなことがあってはいけませんので、そういうような抜けがないような要素をきちんと含んでいるような、そういう条文にできればというふうに、委員会の中で議論できればというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ヤマノウチさん、お願いします。

○記者 電気新聞のヤマノウチです。

話が違って恐縮なのですが、本日の定例会で、審査状況の報告を受けた中で、JAEA（日本原子力研究開発機構）と日本原燃と対話される意向を声明されていたと思います。対話をするに当たって、JAEAはTVF（ガラス固化技術開発施設）のリスク、原燃はマネジメントが機能していないという点以外で気になっていることがあれば、それぞれ教えてください。

○山中委員長 JAEAについては、やはり東海再処理のガラス固化、これが非常にトラブルが多いので、今後、何か相当な工夫をしないと前に進まないかな、そういう議論をできれば事業者としたいと思っています。それから日本原燃については、マネジメントそのものは以前と比べるとかなりよくなっていると思いますので、恐らく議論として私が考えていますのは、いわゆる施設の類型化、こういう取組をどういうふうに進められようとしているのか、その辺りを聞いてみたいなという、そういう考えでおります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げられたクロカワさん、お願いします。

○記者 TBSのクロカワです。よろしくお願いします。

先ほどの話に戻るのですけれども、運転延長の話ですが、今日エネ庁は上限大体何年ぐらいというイメージなのかという質問に対して、何年という年数は明言はされなかったと思います。規制委は、それは何年ぐらいが上限だと、科学的・技術的には考えているのですかね。それを示さないと、普通は、要するに規制委が基準をつくるわけなので、エネ庁や事業者側も大体何年ぐらいを上限としてイメージして、そういうふうな議論をしていけばいいのか。また、事業者側も何年ぐらいが科学的・技術的な上限なので、再稼働の申請をこれからどうしようとかいう経営的な判断というものも、なかなかできないのではないかなと思うのですけれども、その辺りはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○山中委員長 運転期間については、何度もお話をしていますように、利用政策側が御判断をされることで、我々は経年化した原子力発電所が安全であるという確認をする規制を行っていくというのが我々の姿勢でございますし、それに対して事業者がきちんと基準を満たすという立証をしていただければ認可をされますし、それが立証できなければ認可をされないし、運転継続はされないということで、運転期間がどう定まろうが、我々は規制が厳正に定められるように、これからルールづくりをしていかないといけないというふうに思っております。

○記者 そうしますと、政策側が、仮にですけど、80年、100年とか150年とか、それぐらい利用したいですと言ってくるけど、別にそれ自体は理論的にはオーケーで、こちらはそれが安全かどうかを確認する機関ですということだと思いのですね。

そうすると、基本的に科学的・技術的に原子炉の運転延長の上限というのは、ないというお考えにのっとっているということなのではないでしょうか。

○山中委員長 事業者が提出してくる様々なデータが我々の基準に適合していれば、当然認可をされて運転継続が認められる。あるいは検査でそれが合格になれば運転継続が認められるということで、そのルールづくりをこれからしていかなければいけない。

今は、40年という、そのタイミングが決まっておりますので、そこで認可をされればずっと認可をされ放しになるので、そこについては仕組みをきちんと考えないといけないというふうに思っています。

○記者 ただ、目安として、例えば原発にもいろいろな部品とか部所があって、例えば原子炉のかまだったらどれぐらいとか、外壁だったらどれぐらいのコンクリートの耐用年数があると思うのですが、そういうふうな大体のイメージというのをお示しになる必要はないのでしょうかね。でないと、ちょっとこれは事業者側も言われたとおり政府がこれぐらいを利用期限として定めているので申請しようかとなっても、規制委の基準が分からないと、いたずらに申請してしまって、またやはりすごく立証が難しく、時間が非常にかかってしまうという、事業者側にとっても余りハッピーではないと思うのですよね。

一回、だからそういう基準というのは、結構細かく話し合われてお示しになる必要があるのではないかなと、今日の議論を聞いて思ったのですが、その辺りはいかがですか。

○山中委員長 規制の中で何か上限を決めるということは、多分科学的・技術的には不可能だと思います。といいますのは、やはりその発電所がどういう環境で使われたか、あるいはその発電所で使われている材料がどういう条件で利用されているかというのは、それぞれの発電所によって変わりますので、それぞれの発電所でやはりそれぞれの事業者が立証できるデータを持ってきていただいて、それに基づいて判断するのが規制であるというふうに私は思いますので、そういう規制体系できちんと評価ができるようなシステムを、まず我々はつくる必要があるかな。

一義的な上限を決めるということは、科学技術的に見て不可能だというふうに思います。

○記者 上限をつくるのは、科学技術的には不可能、要するに上限はないということですね。

○山中委員長 運転期間によらず、我々は何年かおきに、きちんと検査なり認可制度を設けて、その時期で基準に適合しているかどうかをきちんと判断をして、認可できれば運転継続を認めますし、事業者が出してきたデータが不十分であれば運転継続を認めないという、そういう規制のありようだと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問ございますでしょうか。

イワイさん、お願いします。

○記者 日経新聞のイワイです。

先ほどの質問にちょっと重ねてなのですけれども、逆に言うと、それぞれ個別の発電所で寿命を規制委のほうから示すということはあるとあり得るということですか。

○山中委員長 それぞれの発電所について、高経年化した原子炉が安全であるかどうかの確認は、ある一定期間で、その時点で適合しているかどうかを判断していくということが我々の規制業務であるというふうに考えています。何か上限をそれぞれの原子炉で決めるというような作業をするわけではないと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

新潟日報エンドウさん、お願いします。

○記者 新潟日報のエンドウです。

話題が変わって恐縮なのですが、柏崎刈羽原発について伺います。

先週の金曜日に東京電力は原子力改革についての新たな方針を発表しました。核防護設備の強化のために 580 億円規模の投資に拡充するということが柱だと思うのですが、委員長の評価と受け止めをお聞かせください。

○山中委員長 これは所信のときにお話ししたことだと思うのですが、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定違反、これについては今追加検査を行っているところですが、施設、設備の物理的なハード面での対策を講じるという、そういう対策と、組織的な改革、文化ですとかマネジメントですとか、そういうソフト的な対策を講じるという対策、その両面があるかと思うのですが、まず東京電力が取り組まれているハード的な対策については、かなり提案としては進捗しているように思いますし、まだこれからどんな工事がなされるのかというのは、きちんと確認をしていかないといけませんし、恐らく審査の中で見ていくことになるかと思っています。

○記者 分かりました。

それとあと、委員長の就任会見でおっしゃっていた東電からの報告の提出時期に関連して、冬場の検知機能の効果というか、向上しているかどうかを見たいということで、来春以降、規制委に報告したいというようなことになってはいますが、このところは、改めてですけれども、東電の対応次第というか、規制委としての判断は、そういう理解でよろしいでしょうか。

○山中委員長 御指摘のとおり、冬場の誤警報について、どの程度減らせるかというのも大事なポイントですし、様々なハード面での対策が妥当なものかという審査もきちんと

しないといけませんので、概ね半年という見解については、現時点でも変わっておりません。

○記者 ありがとうございます。

それと、今日夕方にもまた臨時会合で追加検査の進捗状況を話し合うようですけども、改めて今日はどんな議論をして、今後についてどう対応されていくかというのを、改めてお願いします。

○山中委員長 恐らくハード面での進捗と、むしろ注目しているのがソフト面で何か改善が見られるのかどうかというところの報告が聞けるかどうかは注目しているところです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ササキさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

議題1の質問に戻ってしまうのですが、今日エネ庁の説明で、なかなかまだ検討を始めたばかりですということで明確な回答がなかったことも多かったかと思えます。今後、改めて今日のようにエネ庁を呼んで改めて検討状況であったりを聞くということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 私どもの法的な仕組みの検討と、規制の中身について、これから議論を進めていくところなのですが、やはり資源エネルギー庁で検討されている、今日、大方針は理解ができた、委員の先生方も理解できたと思うのですが、詳細についてまた方針を聞かせていただく機会を設ける可能性もあるかと思えます。

○記者 それは公開の場でということですか。

○山中委員長 もちろん。

○記者 今後の事務的な検討についてなののですが、今日は規制庁のほうからエネ庁とも事務的な相談をして進めたいということがあったかと思うのですが、一方で透明性の観点というところからすると、なかなかエネ庁と規制庁が一緒に何かやろうとしているということで疑義を持たれることもあるのかと思うのですが、透明性の確保に向けては今後どういうふうに進めていくのでしょうか。

○山中委員長 できるだけそのような議論というのは公開の場で、できるだけではないですね、必ず公開の場でやるつもりです。事実確認については、規制庁が確認してくれることもあろうかと思えますけれども、様々な議論、あるいは委員と資源エネルギー庁との議論については、必ず公開の場で行いたいと思います。それは必ずやりますので。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○原子力規制企画課長 失礼します。規制企画課の金城ですけど、今のエネ庁とのやり取りのことでしたけど、当然これは相手方がある話なので、やるときには相手方のいろい

ろ意向も確認しながら、可能な限り透明性を確保してやっていきたいというふうに考えています。

○総務課長 御説明を補足して。

今、委員長がおっしゃったのは、委員とエネ庁が意見交換は必ず公開するとおっしゃいました。逆説的というのはなんですが、事務方同士のやり取りというのは、もちろんいろいろなレベルのいろいろなものがありますので、それ全てを公開されるということをおっしゃったのではないと思っています。

○記者 それは分かるのですが、そうすると、事務方同士の意見交換についてはどのように透明性を、全て公開できないというのは、もちろんあるかと思うのですが、どのように透明性を確保していくのでしょうか。

○山中委員長 私はできる限り公開をしていただきたいと思いますし、あくまでも事務方も事実確認を双方するという、その辺りでとどめておいていただければと思います。できる限り、公開が原則という。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—